

## 社団法人 労働技能講習協会退職金積立金規程

### (目的)

第1条 この規程は、社団法人労働技能講習協会の職員（役員を含む）の退職引当金として、適正な積立及び取崩しの基準を定めることを目的とする。

### (積立総額)

第2条 本協会の「就業規則に準じる文章」第20条退職金を第22条退職金の算出に基づき、当該事業年度中に本協会の職員（役員を含む）が退職したときに支払うべき退職金の要支給額に相当する金額。

### (積立金)

第3条 毎月の積立金額は、理事会の承認を得て定める。

### (積立金融機関)

第4条 本協会の退職積立金は、東京三菱銀行江古田支店とする。金融機関を変更する場合は、理事会の承認を得るものとする。

### (積立金の取崩)

第5条 退職積立金は、職員（役員を含む）が「就業規則に準ずる文章」第21条による退職事由により、退職が発生した場合に取崩することができる。

### (その他)

第6条 この積立金は、職員（役員を含む）が退職した場合の退職金支払以外の目的には取崩することができない。

### (細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成13年12月17日から施行する。

### 「細則」

社団法人労働技能講習協会退職金積立金規程第7条により、第3条の毎月の積立金額を下

記の通り定める。(毎事業年度の予算案決定時に理事会にて承認を得る)

毎月の積立金額は、当該事業年度中に職員（役員を含む）が退職したときに支払うべき退職金の要支給額に相当する金額とする。